

消食表第72号

平成31年3月1日

国税庁課税部酒税課長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿

各 都道府県
保健所設置市
特別区 食品表示担当部(局)長 殿

消費者庁食品表示企画課長

(公印省略)

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の施行から約3年が経過し、経過措置期間の終了が近づいている中、事業者、地方公共団体等からの問合せ等を受け、食品表示基準における解釈で運用を変更する必要があると判断した点、明確化すべきと判断した点等について、別紙新旧対照表のとおり本Q&Aを改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

また、併せて、食品表示制度の周知についても、経過措置期間の終了が近づいていることから、より一層きめ細やかな周知活動に御協力願います。